

東浦町公共下水道使用料の減免取扱要領

(通則)

第1条 この要領は、東浦町下水道条例（昭和63年東浦町条例第32号）第26条に基づき、公共下水道使用料（以下「使用料」という。）の減免に関する取扱を定めることにより、適切かつ円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 減免の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地下埋設部分の漏水で、外部より発見不可能なもの
- (2) 量水器記録水量が前年同期又は前3期平均の2倍以上のもの
- (3) 発見後直ちに修理改善したもの
- (4) 町（水道の検針人を含む。）の漏水調査の指示を放置していないもの

(減免の額)

第3条 減免する額は、減免を受けようとする2月間の水道水の使用水量（以下「使用水量」という。）と、当該2月間の前2月間における使用水量と減免を受けようとする2月間の前年の使用水量のいずれか大きい方との差に相当する使用料の額とする。

- 2 町長は、前項の規定により減免することが適当でないと認める場合は、別にこれを認定する。

(減免の申請手続)

第4条 減免を受けようとする者は、東浦町下水道条例施行規程（平成31年下水道事業管理規程第6号）第22条に基づき、使用料等減免申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の申請書を審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(減免の時期)

第5条 減免を決定した使用料は、前条第2項の通知後30日以内に支払うものとする。

- 2 前項の規定は、減免に係る使用者の未納に係る使用料に充当しようとするときは、適用しない。ただし、当該減免を決定した額が、当該未納に係る使用料の額を超える場合における当該超えた額については、この限りでない。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月19日から施行する。